

令和2年3月3日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官

令和元年（ネ）第3134号 損害賠償等請求控訴事件（原審・東京地方裁判所平成27年（ワ）第390号）

口頭弁論終結日 令和元年12月16日

5

判 決

川崎市中原区新丸子東2-895 武蔵小杉ATビル505号室

武蔵小杉合同法律事務所内

控 訴 人 植 村 隆

控訴人訴訟代理人弁護士 別紙代理人目録記載のとおり

10

東京都千代田区紀尾井町3番23号

被 控 訴 人 株 式 会 社 文 藝 春 秋

同代表者代表取締役 中 部 嘉 人

（以下「被控訴人会社」という。）

東京都練馬区豊玉北2丁目11番14号

15

被 控 訴 人 西 岡 力

（以下「被控訴人西岡」という。）

被控訴人ら訴訟代理人弁護士 喜 田 村 洋 一

同 藤 原 大 輔

主 文

20

1 本件各控訴をいずれも棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

（略称は、原判決の例による。）

第1 控訴の趣旨

25

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人西岡は、原判決別紙投稿目録記載1のウェブサイトに掲載された記

事中、同目録記載2の記載部分を削除せよ。

3 被控訴人らは、被控訴人会社の発行する「週刊文春」に原判決別紙謝罪広告目録記載1の内容の謝罪広告を、同目録記載2の要領に従い、1回掲載せよ。

4 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して、1100万円及びこれに対する平成26年2月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 被控訴人西岡は、控訴人に対し、550万円及びこれに対する平成27年3月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6 被控訴人会社は、控訴人に対し、1100万円及びこれに対する平成27年3月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1(1) 控訴人は、朝日新聞の記者であった平成3年当時、いわゆる従軍慰安婦問題（以下、単に「従軍慰安婦問題」という。）に関する新聞記事（原告記事A及びB。原判決別紙原告執筆記事目録記載1及び2）を執筆、掲載した。これに対し、被控訴人西岡は、平成24年12月頃から平成26年11月頃までの間に、同記事の内容が捏造であるなどとする論文等を執筆し、書籍及び雑誌に掲載するとともに（西岡論文A、C及びD）、ウェブサイト（本件ウェブサイト）に投稿した（西岡論文B）。また、被控訴人会社は、平成26年1月及び同年8月に、被控訴人西岡の上記論文と同趣旨の内容の記事2つ（文春記事A及びB。うち文春記事Aは被控訴人西岡による発言を含む。）を同社が発行する「週刊文春」に掲載した。

(2) 本件は、控訴人が、上記各論文等の掲載や投稿又は記事の掲載により、控訴人の名誉が毀損され、更に名誉感情、プライバシー、平穏な生活を営む法的利益等が侵害されたなどと主張して、以下の各請求を求めた事案である。

ア 被控訴人西岡による本件ウェブサイトへの投稿につき、被控訴人西岡に対し、民法723条の類推適用又は人格権による妨害排除請求権に基づき、本件ウェブサイト上に投稿された論文の一部（原判決別紙投稿目録記

載2)の削除(前記第1の2)

イ 被控訴人会社による文春記事(被控訴人西岡の発言を含むもの)の掲載につき、被控訴人らに対し、民法723条に基づき、「週刊文春」への謝罪広告の掲載(前記第1の3)

5 ウ 被控訴人会社による文春記事(被控訴人西岡の発言を含むもの)の掲載につき、被控訴人らに対し、民法709条、719条に基づき、損害賠償金(慰謝料及び弁護士費用の合計1100万円)及び遅延損害金(起算日は不法行為後の日である平成26年2月1日、利率は民法所定の年5分)の連帯支払(前記第1の4)

10 エ 被控訴人西岡による論文等の掲載、投稿につき、被控訴人西岡に対し、民法709条に基づき、損害賠償金(慰謝料及び弁護士費用の合計550万円)及び遅延損害金(起算日は訴状送達の日翌日である平成27年3月7日、利率は民法所定の年5分)の支払(前記第1の5)

15 オ 被控訴人会社による文春記事(被控訴人西岡の発言を含まないもの)の掲載につき、被控訴人会社に対し、民法709条に基づき、損害賠償金(慰謝料及び弁護士費用の合計1100万円)及び遅延損害金(起算日は訴状送達の日翌日である平成27年3月7日、利率は民法所定の年5分)の支払(前記第1の6)

20 (3) 原審は、控訴人の上記各請求をいずれも棄却した。これに対し、控訴人が控訴した。

2(1) 前提事実、当事者の主張の構造と争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」中の第2の2から4までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 原判決の補正

25 ア 6頁19行目の「金学順」を「元朝鮮人従軍慰安婦として名乗り出た金学順氏(以下「金学順」という。)」に改める。

イ 6頁23行目の「摘示するものである。」の次に以下のとおり加える。

「このうち、金学順について「キーセンに身売りした」ことを記事に記載しなかったことに関する記述の事実摘示のポイントは、「金学順が慰安婦にされた本当の理由（キーセンへの身売り）を控訴人が認識していて、この本当の理由を誤魔化するためにキーセンへの身売りによって金学順が慰安婦にさせられたとの事実を記事に書かず、逆に「地区の仕事をしている人」を持ち出したり、あるいは何も書かなかつたりすることによって、意図的に事実と異なる記事を書いたこと」というものである。」

ウ 7頁3行目の冒頭に「「捏造」との表現は、上記のとおり、控訴人が事実と異なることを知りながらあえて記事を執筆したとの事実を摘示するものと解するのが相当であるが、」を加える。

エ 10頁16行目の「とんだ売国行為だ」を「とんでもない売国行為だ」に改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の上記各請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、下記2のとおり原判決を補正し、下記3のとおり控訴審における控訴人の主張に対する判断を付加するほか、原判決「事実及び理由」中の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 16頁12行目の「送り込まれた。」の次に「彼女たちは、砲弾の飛び交う戦場の仮設小屋やざんごうの中で、一日に何十人もの将兵に体をまかせた。」を加える。

(2) 17頁8行目の「著作」の次に「（初期の代表的著作として、ノンフィクション作家千田夏光による「声なき女 八万人の告発 従軍慰安婦」

〔昭和48年〕、「従軍慰安婦（正篇）」〔昭和53年〕等がある。千田は、書籍において「従軍慰安婦」という言葉を使用し、「挺身隊」の名で

集められた総計20万人の朝鮮人女性のうち5万人ないし7万人が慰安婦にされたとした。吉田や千田の著作は韓国で翻訳出版されるなど、慰安婦を巡る国内外の議論に大きな影響を与えた。)」を加える。

- (3) 17頁8行目の「134」の次に「, 乙8, 24」を加える。
- 5 (4) 17頁12行目の「初めて紹介し, 」の次に「その後, 平成9年までの間に合計16本の記事(乙24別冊資料1は, そのうち外部筆者によるものの以外の13本である。)で吉田証言を取り上げた。」を加える。
- (5) 18頁10行目の「甲1」の次に「, 115」を加える。
- (6) 18頁15行目の「大学教授」の次に「(梨花女子大学教授で従軍慰安婦問題を調査し, 当時, ハンギョレ新聞に「挺身隊(怨念の足跡)取材記」を連載し, 大きな反響を呼んでいた。)」を加える。
- 10 (7) 18頁22行目の「朝日新聞社に籍を置きつつ, ソウルで」を「朝日新聞社の語学留学生として, ソウルの延世大学校で」に改める。
- (8) 18頁24行目の「原告は」の次に「, 帰国後, 大阪本社社会部に勤務し」を加える。
- 15 (9) 19頁10行目から11行目にかけての「朝鮮人女性の金学順」を「朝鮮人女性(後に金学順と判明)」に改める。
- (10) 19頁11行目の「テープの内容」を「聞き取り調査の内容」に改める。
- 20 (11) 19頁12行目の「金学順」を「その朝鮮人女性(後に金学順と判明)」に改める。
- (12) 19頁15行目の末尾に「原告記事Aは, 翌日の平成3年8月11日付け朝日新聞大阪本社版朝刊の社会面トップに, 写真(上記録音テープを聞いている尹らの様子を控訴人が撮影したもの)付きで掲載された。」を加える。
- 25 (13) 19頁17行目の「署名記事」の次に「(写真なし)」を加える。

- (14) 19頁23行目から24行目にかけての「新聞報道」の次に「(いずれも金学順の写真付きで大きく扱われている。)」を加える。
- (15) 20頁18行目の「「1924年、・・・」を「「1924年、中国の吉林省で生まれた金さんは、生後間もなく父が死ぬと、母について平壤に行ったが、」に改める。
- (16) 21頁13行目の「記者」の次に「(ソウル支局駐在記者であった喜多義憲)」を加える。
- (17) 21頁14行目の「記事」の次に「(いずれも金学順の写真付きであり、(ア)の記事は同月15日付け朝刊社会面トップに、(イ)の記事は同月18日付け朝刊1面に掲載された。)」を加える。
- (18) 22頁26行目の「金学順及び原告の義母を含む遺族会の会員ら」を「金学順を含む遺族会(控訴人の義母が常任理事を務めていた。)の会員ら」に改める。
- (19) 23頁1行目の「戦後補償」の前に「旧日本軍の軍人、軍属及びその遺族のほか従軍慰安婦3名(うち唯一の実名原告が金学順である。)」が」を加える。
- (20) 23頁21行目の末尾に「原告記事Bは、平成3年12月25日付け朝日新聞大阪本社版朝刊5面の「語り合うページ」で連載されていた企画「女たちの太平洋戦争」の欄に、写真(上記アの聞き取り調査を受けている金学順の様子を撮影したもの)付きで掲載された。」を加える。
- (21) 23頁25行目の「臼杵敬子」の次に「(平成3年訴訟の支援団体であり、上記アの聞き取り調査にも同行した「日本の戦後責任をハッキリさせる会」の代表。甲13)」を加える。
- (22) 24頁18行目の「原告各記事について」の次に「、以下のとおり」を加える。
- (23) 24頁20行目の末尾に以下のとおり加える。

「植村記者は韓国への留学経験もあり、韓国語に堪能な記者である。昨年（注：平成3年）6月にはその留学体験を記した本も出版している。そんな植村記者の書く金さん（注：金学順）の体験は、悲惨の一言に尽きる。「地区の仕事をしている人」に騙されて、わずか17歳で従軍慰安婦にされた一従軍慰安婦制度の残酷性を告発するのに、これ以上の体験はないといえるだろう。ところがである。こうした植村記者の記事は実は重大な事実誤認を犯しているのだ。しかもそれはどう考えても間違えようのない類の誤認である。金さんが会見をした翌日、韓国各紙はこれを大きく扱った。すでにその記事の中で金さんの経歴について、韓国紙は「生活が苦しくなった母親によって14歳のとき平壤にあるキーセンの検番に売られていった。3年間の検番生活を終えた金さんが初めての就職だと思って、検番の義父に連れられていった所が、北中国の日本軍300名余りがいる部隊の前だった（「ハンギョレ新聞」91年8月15日）とはっきり書いているのである。もちろん、たとえキーセンとして売られていったとしても、金さんが日本軍の慰安婦として苦汁を舐めたことに変わりはない。しかし、女子挺身隊という名目で明らかに日本当局の強制力によって連行された場合と、金さんのケースのような人身売買による強制売春の場合では、日本軍ないし政府の関与の度合いが相当に違うことも確かだ。それはとりもなおさず、記事を読む人々に従軍慰安婦というものを印象づけるインパクトの違いとなる。まして「挺身隊」イコール「慰安婦」という俗説が通用している韓国のことを考えれば、金さんが挺身隊という名目で、日本の国家権力によって強制的に連れていかれたかどうかは、事実関係の上で最も重要なポイントの一つだろう。会見の4日も前（注：平成3年8月11日）に金さんの存在をスクープした植村記者が、そうした事実を果たしてほんとうに知らなかったのだろうか。まして、提訴後の弁護士同行取材の折にも、韓国語に堪能な植村記者はそうした韓国内の報道を知らずに

いたのだろうか。それだけではない。高木弁護士たちが12月6日に東京地裁に提出した訴状（注：平成3年訴訟の訴状）にも金さんは「14歳からキーセン学校に3年間通ったが、1939年、17歳（数え）の春、
「そこへ行けば金儲けができる」と説得され、（中略）養父に連れられて中国へ渡った」ことが、しっかり記されているのである。これでは、植村記者はある意図を持って、事実の一部を隠蔽しようとしたと疑われても仕方がないと私は思う。まして最も熱心にこの問題に関するキャンペーンを
はった朝日新聞の記者が、こうした誤りを犯すことは世論への影響から見ても許されない。」

(24) 24頁25行目の末尾に「朝日新聞においても、吉田の証言は信用できないとの認識は、日韓関係について記事を書くなど知識経験のある記者の間に広まっていた。しかし、朝日新聞社内において、後記(7)の特集記事が出るまでの間、吉田供述の真偽について改めて紙面で検証しようとする動きは一切なく、吉田供述に関する記事の掲載が続けられた。」を加える。

(25) 25頁1行目から2行目にかけての「従軍慰安婦問題を取り上げ、その中で」を以下のとおり改める。

「従軍慰安婦問題を取り上げた。この時期に上記特集記事（編集局長、担当局次長のもとに、政治部・社会部・外報部の3部の合同取材チームを組む態勢で進められた。）が掲載されることとなった主要なきっかけは、その前年（平成8年）に、いわゆる「歴史教科書問題」（翌年度から使用される予定の中学校用歴史教科書に、我が国による朝鮮人の強制連行や慰安婦問題についての記述が掲載されることの是非を巡る論争）が広く取り上げられるようになり、議論の中で吉田供述の信憑性に関する論争が再燃し、朝日新聞の吉田供述に関する一連の記事に強い非難が集中したことであった。当時ソウル特派員であった控訴人は、外報部の担当デスクからの指示を受け、上記特集記事のために、吉田が「人狩り」を行ったという韓国済州島に赴いて調査

したが、吉田供述の裏付けとなる証言等は得られず、「いわゆる人狩りのような行為があったという証言は出てこなかった」と報告した。朝日新聞社は、平成8年12月頃から行った取材、調査等の結果を踏まえ」

5
10
5
10
15
20
25

(26) 25頁9行目の冒頭に「朝日新聞社としては、上記特集記事において「真偽は確認できない」と結論付けたことから、吉田供述については事実上訂正したものと総括した。平成9年の上記特集記事の掲載後、社会部の担当デスクは、「以降、吉田証言は紙面で使わないように」と記載した「行政」（社内の連絡文書）を出したが、取材班の者ですら、その存在はほとんど把握していない状態であり、多くの関係者が「上記特集で解決済みになった」との認識であったため、吉田供述について改めて検証されることはなかった（なお、第三者委員会は、その要因として、当事者意識の欠如、引継ぎの不十分さ、記事の訂正・取消しのルールの不明確さ等を指摘している。）。」を加える。

16
20
25

(27) 25頁18行目の「（甲134）が」の次に「朝日新聞社は、その後も約15年にわたって、記事の訂正等をする事なく、被控訴人西岡は、その間に発表した」を加える。

(28) 26頁20行目の冒頭から同21行目の「掲載した。」まで以下のとおり改める。

20
25

「平成23年12月に韓国の日本大使館前に慰安婦像が設置され、韓国政府が慰安婦問題を大きく取り扱うようになってきたことを契機に、再び朝日新聞の過去の報道が国内で批判されるようになった。これを受け、朝日新聞社は、平成24年5月ころから吉田供述に関する調査（吉田の所在等の確認、これまでに関与した主な記者に対する聞き取り等）を秘密裏に行っていたが、特段、紙面化する予定はなかった。しかし、平成26年2月中旬ころから、政府による河野談話の見直しが実際に行われることになった場合には、改めて過去の報道姿勢も問われることになるとの危機感が高まり、慰安

婦問題についての本格的な検証を行わざるを得ないとの考えが経営幹部を含む社内において強まってきた。また、他の報道機関や読者からも慰安婦問題に対する同社の報道姿勢（吉田供述に関する記事の訂正や取消しをいまだに
5 していないこと等）への批判が強まり、これが販売部数や広告にも影響を見せ始めてきた。そこで、朝日新聞社は、同年3月下旬ころ、経営幹部の関与の下、上記検証を行うためのチームを立ち上げ、吉田供述の裏付け調査や過去の記事の執筆者（原告各記事の執筆者である控訴人を含む。）に対する聞き取り等の取材を行い、その結果を踏まえて、同年8月5日及び6日付けで、同社の過去の従軍慰安婦報道に関する検証記事（1面に編集担当〔編集
10 部門のトップ〕の論文を掲載するほか2日間で合計4頁を割いた。このうち同月5日付けの記事を、以下「本件検証記事」という。）を掲載した。」

(29) 26頁22行目の「裏付けが得られず」の次に「、研究者への取材でも証言の核心部分についての矛盾がいくつも明らかになり」を加える。

(30) 27頁18行目の末尾に以下のとおり加える。

15 「同年8月5日（本件検証記事）及び6日付けの検証記事が掲載された後、朝日新聞社の予想をはるかに超える他紙や週刊誌を始めとする極めて強い批判があった（なお、第三者委員会は、吉田供述を記事にするに際して裏付け調査が不十分であったことを「反省します」と述べるにとどまって、

20 「慰安婦問題の本質は女性が自由を奪われ、尊厳を踏みにじられたことである」との主張を展開し、他メディアにも同様の誤りがあったことを指摘するという朝日新聞社の論調が、大きな批判を浴びることになった原因であると指摘している。）。これに対し、朝日新聞社は、当初、続報を出すことで対応しようと考えたが、批判に逐一反論するのは火に油を注ぐことになるおそれが高く、危機管理上望ましくないと判断し、同月28日の記事（河野談話が吉田供述に依拠していない旨の記事）以外は、続報の掲載を見送った。」
25

(31) 31頁1行目の末尾に改行の上、以下のとおり加える。

「また、平成26年の本件検証記事については、「慰安婦にするための強制連行はあったのか、との疑問に対する回答は、問題の本質は「慰安所で女性が自由を奪われ尊厳を傷つけられたこと」であるといういわゆる「広義の強制性」の存在を指摘するものであり、その姿勢は基本的に97年特集の時と変わっていない。当委員会は、その主張内容自体の当否について論評するものではないが、強制連行に関する吉田証言を虚偽と判断し、記事を取り消す以上、吉田証言が強制連行・強制性の議論に与えた影響の有無等について丁寧な検証を行うべきであった。吉田証言の取消しよりも本項目を先に位置づけ（注：5つの検証項目のうち「強制連行」を「『濟州島で連行』証言」（吉田供述）の項目よりも先に取り上げ、自由を奪われた強制性があったと結論づけていることを指す。）、「朝日新聞の問題意識は変わっていない」と結論づけることによって、かえって朝日新聞が吉田証言を取り消し、裏付け取材が不十分であった点につき反省しているという意図が読者に伝わらず、誠実でないという印象を与えた」としている。」

(32) 31頁26行目の「というべきである」から32頁3行目までを以下のとおり改める。

「。名誉毀損の成否が問題となっている部分について、そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解した場合には、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張しているものと直ちに解せないときにも、当該部分の前後の文脈や、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を考慮し、その部分が、修辞上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張するものと理解されるならば、同部分

は、事実を摘示するものと見るのが相当であり、また、上記のような間
接的な言及は欠けている場合であっても、当該部分の前後の文脈等の事
情を総合的に考慮すると、当該部分の叙述の前提として証拠等をもって
その存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を黙示的に主張
5 するものと理解されるならば、その部分も、事実を摘示するものと見る
のが相当である（最高裁平成6年（オ）第978号同9年9月9日第三
小法廷判決・民集51巻8号3804頁、最高裁平成15年（受）第1
793号、同年（受）第1794号同16年7月15日第一小法廷判
決・民集58巻5号1615頁参照）。」

10 (33) 32頁7行目から8行目にかけての「結婚していることを指摘する記載
に続く記述であり」を「結婚しているとの情報を入手したとの記載に続く
記述であり、この情報が事実なら」に改める。

(34) 32頁22行目の「西岡論文A⑤は」の次に「、テレビ局や朝日新聞の
過去の捏造報道に関する記載に続く記述であり」を加える。

15 (35) 33頁3行目の「これらの」から同10行目の「相当である。」までを以
下のとおり改める。

「これらの記述を、証拠(甲3)から認められる同各記述の前後の記述も
踏まえ、西岡論文Aの一般の読者の普通の注意と読み方を基準としてその
意味内容を解釈すると、西岡論文Aの①、④、⑤及び⑥の各記述は、①控
20 訴人は、金学順が経済的困窮のためキーセンに身売りされたという経歴を
有していることを知っていたが、このことを記事にすると権力による強制
連行との前提にとって都合が悪いため、あえてこれを記事に記載しなかつ
た（以下、この事実を「裁判所認定摘示事実1」という。）、②控訴人
が、意図的に事実と異なる記事を書いたのは、権力による強制連行という
25 前提を維持し、遺族会の幹部である義母の裁判を有利にするためであった
（以下、この事実を「裁判所認定摘示事実2」という。）との各事実を摘

示するとともに、その事実を前提として、控訴人の行為が悪質である等の意見ないし論評を表明するものと解するのが相当であり、西岡論文A①、⑤及び⑥において用いられている「捏造」については、上記摘示事実と同様の事実を摘示するものと解するのが相当である。

5 この点、控訴人は、「裁判所認定摘示事実1」は、「金学順が慰安婦にされた本当の理由(キーセンへの身売り)を控訴人が認識していて、この本当の理由を誤魔化すために、キーセンへの身売りによって金学順が慰安婦にさせられたとの事実を記事に書かず、逆に「地区の仕事をしている人」を持ち出したり、あるいは何も書かなかつたりすることによって、控訴人が意図的に事実と異なる記事を書いた」というものであると主張する。しかし、西岡論文Aには、「金学順が慰安婦にされた本当の理由がキーセンへの身売りである」との記述はなく、西岡論文Aの各記述を、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としてその意味内容を解釈しても、控訴人の上記の主張のようには解されない。」

10 (36) 33頁14行目の「義母」の前に「遺族会の幹部である」を加える。

(37) 34頁18行目の「西岡論文B②の記述」から同23行目の「相当である。」までを以下のとおり改める。

20 「西岡論文B②の記述は、①控訴人は、金学順が経済的困窮のためキーセンに身売りされたという経歴を有していることを知っていたが、このことを記事にすると権力による強制連行との前提にとって都合が悪いため、あえてこれを記事に記載しなかった(裁判所認定摘示事実1)、②控訴人が、意図的に事実と異なる記事を書いたのは、権力による強制連行という前提を維持し、遺族会の幹部である義母の裁判を有利にするためであった(裁判所認定摘示事実2)との各事実を摘示するとともに、その事実を前提として、控訴人の行為が大犯罪であるとの意見ないし論評を表明するものと解するのが相当である。」

(38) 34頁26行目の「西岡論文B①の記述は、」の次に「義母が、金学順も参加する訴訟（平成3年訴訟）の原告らの組織（遺族会）の常任理事を務めた人物であるとの事実及び」を加える。

(39) 36頁5行目の「西岡論文Cの各記述」から同13行目の「相当である。」までを以下のとおり改める。

「西岡論文Cの各記述は、①控訴人は、金学順が経済的困窮のためキーセンに身売りされたという経歴を有していることを知っていたが、このことを記事にすると権力による強制連行との前提にとって都合が悪いため、あえてこれを記事に記載しなかった（裁判所認定摘示事実1）、②控訴人が、意図的に事実と異なる記事を書いたのは、権力による強制連行という前提を維持し、遺族会の幹部である義母の裁判を有利にするためであった（裁判所認定摘示事実2）、③控訴人が、金学順が「女子挺身隊」の名で戦場に強制連行され、日本人相手に売春行為を強いられたとする事実と異なる記事をあえて書いた（以下、この事実を「裁判所認定摘示事実3」という。）との各事実を摘示するとともに、その事実を前提として、原告各記事によって結果として義母らの裁判に有利な誤解が内外に広まった、事実関係の捏造は絶対にしてはならないとの意見ないし論評を表明するものと解するのが相当であり、西岡論文C①ないし⑦において用いられている「捏造」については、上記摘示事実と同様の事実を摘示するものと解するのが相当である。」

(40) 37頁13行目の「西岡論文Dの各記述」から同19行目の「相当である。」までを以下のとおり改める。

「西岡論文Dの各記述は、①控訴人は、金学順が経済的困窮のためキーセンに身売りされたという経歴を有していることを知っていたが、このことを記事にすると権力による強制連行との前提にとって都合が悪いため、あえてこれを記事に記載しなかった（裁判所認定摘示事実1）、②控訴人

が、金学順が「女子挺身隊」の名で戦場に強制連行され、日本人相手に売春行為を強いられたとする事実と異なる記事をあえて書いた（裁判所認定摘示事実3）との各事実を摘示するとともに、その事実を前提として、原告各記事は義母らの裁判を結果的に有利にする内容であったとの意見なし論評を表明するものと解するのが相当であり、西岡論文D①、②及び④

5
し論評を表明するものと解するのが相当であり、西岡論文D①、②及び④
において用いられている「捏造」については、上記摘示事実と同様の事実
を摘示するものと解するのが相当である。」

(41) 37頁24行目から25行目にかけての「原告記事Aの内容を紹介する
記載」を「原告記事Aをきっかけにして、朝日新聞は、日本軍による強制
10
連行があったとの主張を大々的に展開していったが、その後の調査で同新聞
の報道に重大な誤りがあったことが明らかになった旨を指摘する記載」
に改める。

(42) 38頁6頁の末尾に以下のとおり加える。

「文春記事A④は、強制連行があった根拠として朝日新聞が引用した吉
15
田供述は、その後の調査で虚偽であることが明らかになっており、「誤った
記事で日韓関係や日本の国際的イメージを悪化させた朝日新聞の責任は
極めて重大であり、きちんと総括すべきである（西岡）」との記載に続く
記述であり、「総括すべきなのは、最初に署名入りで報じた植村記者も同
じだ。だが、なんと今年3月で朝日新聞を早期退社し、4月から神戸を代
20
表するお嬢様女子大、神戸松蔭女子学院大学の教授になるのだという。」
というものである。文春記事A⑤は、文春記事A④の後の記述であり、控
訴人の経歴等を紹介した上、朝日新聞関係者の談として「本人は『ライフ
ワークである日韓関係や慰安婦問題に取り組みたい』と言っているよう
す」というものである。」

(43) 38頁9行目の「文春記事Aの各記述及び西岡発言」から同12行目の
25
「相当である。」までを以下のとおり改める。

「文春記事A①、②及び④の各記述及び西岡発言の各記述は、①控訴人は、金学順が経済的困窮のためキーセンに身売りされたという経歴を有していることを知っていたが、このことを記事にすると権力による強制連行との前提にとって都合が悪いため、あえてこれを記事に記載しなかった

5 (裁判所認定摘示事実1)、②控訴人が、金学順が「女子挺身隊」の名で戦場に強制連行され、日本人相手に売春行為を強いられたとする事実と異なる記事をあえて書いた(裁判所認定摘示事実3)との各事実を摘示するとともに、その事実を前提として、控訴人は原告記事Aについてきちんと総括すべきであり、これをしないまま大学教授になるのは不適切であるとの意見ないし論評を表明するものと解するのが相当であり、文春記事A①
10 及び②(西岡発言)において用いられている「捏造」については、上記摘示事実と同様の事実を摘示するものと解するのが相当である。」

(44) 38頁12行目の「事実の摘示」の次に「及び意見ないし論評の表明」を加える。

15 (45) 38頁15行目の「事実を」から同16行目の末尾までを以下のとおり改める。

「事実を、文春記事A⑤は、控訴人が同大学でライフワークである日韓関係や慰安婦問題に取り組みたいと言っているとの事実をそれぞれ摘示するものと解されるが、上記各事実自体は控訴人の社会的評価を低下させる
20 ものとは認められない。」

(46) 38頁18行目の「文春記事B表現部分は」の次に「、文春記事A(甲7)の報道内容を前提に」を加える。

(47) 38頁19行目の「記事」を「原告記事A」に改める。

(48) 38頁26行目の「摘示するものと解するのが相当である。」を「摘示
25 するとともに、その事実を前提として、控訴人が、事実と異なる記事を用いて韓国人留学生に対し「誤った日本の姿」を刷り込むとすれば、とんで

もない売国行為であるとの意見ないし論評を表明するものと解するのが相当であり、文春記事B表現部分において用いられている「捏造」については、上記摘示事実と同様の事実を摘示するものと解するのが相当である。」に改める。

5 (49) 39頁1行目の「事実の摘示」の次に「及び意見ないし論評の表明」を加える。

(50) 39頁9行目の「真実と信ずるに」を「真実と信ずるについて」に改める。

10 (51) 39頁11行目の「民集20巻5号1118頁」の次に「、最高裁昭和56年(オ)第25号同58年10月20日第一小法廷判決・裁判集民事140号177頁」を加える。

15 (52) 39頁18行目の「最高裁」の前に「最高裁昭和55年(オ)第1188号同62年4月24日第二小法廷判決・民集41巻3号490頁、最高裁昭和60年(オ)第1274号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁、」を加える。

(53) 39頁24行目から40頁19行目の末尾までを以下のとおり改める。

「ア 西岡論文Aについて

上記2(2)で検討したとおり、西岡論文Aの各記述は、①控訴人は、
20 金学順が経済的困窮のためキーセンに身売りされたという経歴を有していることを知っていたが、このことを記事にすると権力による強制連行との前提にとって都合が悪いため、あえてこれを記事に記載しなかった(裁判所認定摘示事実1)、②控訴人が、意図的に事実と異なる記事を書いたのは、権力による強制連行という前提を維持し、遺族会の幹部である義母の裁判を有利にするためであった(裁判所認定摘示事実2)との各事実を摘示するものと解するのが相当である。

25 (ア) 裁判所認定摘示事実1について

前記認定事実(3)のとおり，平成3年8月11日付けの原告記事Aは，控訴人が挺対協の事務所において，金学順の発言が録音されたテープ及び尹や挺対協のスタッフからの聞き取り等の取材結果をもとに執筆した記事であるが，上記録音テープその他控訴人の取材内容を証するに足る資料は現存せず，上記録音テープ等における，慰安婦になった経緯についての金学順の発言内容は必ずしも明らかではない。もっとも，控訴人は，金学順からの聞き取りを行った尹からの「金学順はだまされて従軍慰安婦にされた」との取材結果（前記認定事実(3)イ）も踏まえ，原告記事Aにおいて「女性の話によると，中国東北部で生まれ，17歳の時，だまされて慰安婦にされた」と記載しているのであるから，金学順は，上記録音テープにおいて「だまされて慰安婦にさせられた」と発言していたものとみるのが自然である。また，前記認定事実(4)ないし(6)のとおり，金学順が同月14日に開いた共同記者会見に関する韓国内の新聞報道，北海道新聞社による金学順に対する単独インタビューの報道，平成3年訴訟の訴状における金学順に関する主張，「月刊宝石」（平成4年2月号）の臼杵敬子の論文等における金学順の経歴に関する内容は，総じて「キーセンの検番」とか「キーセン学校」などの経歴に触れているものの，慰安婦になった直接の経緯については，養父ないし義父等が関与し，営利を目的として人身売買により慰安婦にさせられたことを示唆するものもあるが，養父等から力づくで引き離されたというものもあって必ずしも一致していない。

以上によれば，控訴人が原告記事A執筆当時，「金学順が経済的困窮のためキーセンに身売りされた」という経歴を有していることを知っていたとまでは認められないし，原告各記事執筆当時，「権力による強制連行との前提にとって都合が悪い」との理由のみから，あえて

これを記事にしなかったとまで認めることは困難である。

しかし、被控訴人西岡が西岡論文Aを執筆するに当たって閲読した、①ハンギョレ新聞の平成3年8月15日付けの記事（甲67）には「生活が苦しくなった母親によって14歳の時に平壤にあったキーセンの検番に売られていった。3年間の検番生活を終えた金さんが初めての就職だと思って、検番の義父に連れられて行った所が（中略）日本軍300名余りがいる小部隊の前だった。」との記載があること、②平成3年訴訟の訴状（乙22）には「家が貧乏なため、金学順も普通学校を辞め、子守りや手伝いなどをしていた。金泰元という人の養女となり、14歳からキーセン学校に3年間通ったが、1939年、17歳（数え）の春、『そこへ行けば金儲けができる』と説得され（中略）養父に連れられて中国へ渡った」との記載があること、③「月刊宝石」（平成4年2月号）の白杵論文（乙10）には「14歳のとき、母が再婚したのです。私は新しい父を好きになれず、次第に母にも反発しはじめ、何度か家出もしました。その後平壤にあった妓生専門学校の経営者に40円で売られ、養女として踊り、楽器などを徹底的に仕込まれたのです。ところが、17歳のとき、養父は「稼ぎに行くぞ」と、わたしと同僚の「エミ子」を連れて汽車に乗ったのです。」との記載があることからすれば、被控訴人西岡は、上記各資料等を総合して、金学順が経済的困窮のためにキーセンに身売りされ、養父により人身売買により慰安婦にさせられたものであり、金学順が自らその旨述べていると信じたと認められる。そして、上記各資料のうち、上記①は、金学順の共同記者会見の内容を報じた韓国紙（民主化運動の中で創刊しリベラルな論調で知られる主要紙）の記事であり、同会見を報じた韓国各紙の報道ともおおむね一致する内容であったこと、上記②

は、平成3年訴訟を提起するに当たり訴訟代理人弁護士らが金学順から聞き取った内容をまとめたものであること、上記③は、平成3年訴訟の支援団体の代表を務めるジャーナリストが金学順と面談した内容を論文にしたものであり、いずれもその性質上、あえて金学順に不利な内容を記載することは考え難いことからすると、被控訴人西岡が上記各資料等を総合して上記のとおり信じたことについては相当の理由があるというべきである。

そして、上記各資料の内容及び発表時期に加え、原告各記事の執筆当時、朝日新聞社は吉田供述を紹介する記事を掲載し続け、これに依拠して従軍慰安婦に関し日本軍等による強制連行があったとの立場を明確にして報道していたこと(認定事実(1)イ及びウ)、国会でも当時、強制連行の有無が大きな争点とされていたこと(同エ(ア)及びイ)、養父等による人身売買ということになれば、日本軍等による強制連行とは全く異なってしまうことを総合すると、被控訴人西岡が、控訴人は、金学順が経済的困窮のためキーセンに身売りされたという経歴を有していることを知っていたが、このことを記事にすると権力による強制連行との前提にとって都合が悪いため、あえてこれを記事にしなかったと考えたことは推論として相応の合理性があり、被控訴人西岡が上記各資料等を総合して上記のとおり信じたことについては相当の理由があるというべきである。

控訴人は、キーセンは芸妓であり、娼妓と違って性売買が予定されていなかったと主張する。しかし、本件検証記事(甲30)においても、「韓国での研究によると、学校を出て資格を得たキーセンと遊郭で働く遊女とは区別されていた。」としつつ、「中には生活に困るなどして売春行為をしたキーセンもあり、日本では戦後、韓国での買春ツアーが「キーセン観光」と呼ばれて批判されたこともあった。」と



記載され、本件調査報告書(乙24)において「(原告記事A)がキーセン学校のことを書かなかつたことにより、事案の全体像を正確に伝えなかつた可能性はある。植村による「キーセン」イコール慰安婦ではないとする主張は首肯できるが、それならば、判明した事実とともに、キーセン学校がいかなるものであるか、そこに行く女性の人生がどのようなものであるかを描き、読者の判断に委ねるべきであつたとされていることから見とれるように、日本の新聞読者においては、「キーセンに身売りされた」との経歴は、(それが正しいかどうかはともかく)、「慰安婦として人身売買された者」とのイメージを抱かせ、このことは、日本軍による強制連行との前提に疑問を抱かせる事実であるから、少なくとも、被控訴人西岡において、上記のとおり信じたことには相当の理由があるというべきである。」

(54) 40頁20行目の「平成10年頃から繰り返し」を「平成4年頃に原告各記事を批判する論考(「捏造」との表現は用いられていないものの、その主旨はその後の被控訴人西岡の各論文とも共通している。)を公表し(認定事実(6)イ)、その後も繰り返し」に改める。

(55) 40頁22行目の「甲136」を「甲135」に改める。

(56) 41頁4行目の「原告の義母」から同6行目の「約4か月前に掲載され」までを以下のとおり改める。

「原告記事Aの執筆時点において、控訴人が、義母の裁判(平成3年訴訟)の提訴予定を知っていたことを認めるに足りる証拠はなく、控訴人が「義母の裁判を有利にするために事実と異なる記事を書いた」との事実が真実であるとまで認めることは困難である。もっとも、控訴人の義母が幹部を務める遺族会の会員らは、平成2年10月29日に日本政府を被告として公式謝罪と賠償を求める訴訟を提起していたこと(乙20)、さらに、平成3年12月6日には金学順も原告となって平成3年訴訟を提起したこと、平成

3年訴訟の原告らは日本軍が従軍慰安婦を女子挺身隊の名で強制連行したと明確に主張していたこと、原告記事Aは平成3年訴訟提起の約4か月前に掲載され（遺族会の当時の活動状況等や平成3年訴訟の内容等に照らすと、提訴までに相当長期間の準備期間を要したものと考えるのはむしろ自然である。）」

5
57) 41頁10行目の「原告が」から同14行目の「甲136ないし139)。」までを「控訴人が、権力による強制連行という前提（これは平成3年訴訟の前提でもあった。）を維持し、義母の裁判（平成3年訴訟）を有利にするために意図的に事実と異なる記事を書いたと考えたことについては、推論として相応の合理性がある。被控訴人西岡が前記(ア)の各資料等（被控訴人西岡は、韓国在住の義母にも取材した。甲3）を総合して上記のとおり信じたことについては相当の理由があるというべきである。

10
また、被控訴人西岡が、平成4年頃に原告各記事を批判する論考を發表し、その後も繰り返し、公刊物において、裁判所認定摘示事実2を摘示して朝日新聞社の記者である控訴人を名指しで批判していたことは前記認定事実15
(8)のとおりである。」に改める。

58) 41頁22行目の「西岡論文Bの各記述」から同26行目の「摘示するところ」までを以下のとおり改める。

20 「西岡論文B②の記述は、①控訴人は、金学順が経済的困窮のためキーセンに身売りされたという経歴を有していることを知っていたが、このことを記事にすると権力による強制連行との前提にとって都合が悪いため、あえてこれを記事に記載しなかった（裁判所認定摘示事実1）、②控訴人が、意図的に事実と異なる記事を書いたのは、権力による強制連行という前提を維持し、遺族会の幹部である義母の裁判を有利にするためであった（裁判所認定摘示事実2）との各事実を摘示するところ」

25
59) 42頁3行目の「西岡論文Cの各記述は」から同9行目の末尾までを以

下のとおり改める。

「西岡論文Cの各記述は、①控訴人は、金学順が経済的困窮のためキーセンに身売りされたという経歴を有していることを知っていたが、このことを記事にすると権力による強制連行との前提にとって都合が悪いため、
5 あえてこれを記事に記載しなかった（裁判所認定摘示事実1）、②控訴人が、意図的に事実と異なる記事を書いたのは、権力による強制連行という前提を維持し、遺族会の幹部である義母の裁判を有利にするためであった（裁判所認定摘示事実2）、③控訴人が、金学順が「女子挺身隊」の名で戦場に強制連行され、日本人相手に売春行為を強いられたとする事実と異なる記事をあえて書いた（裁判所認定摘示事実3）との各事実を摘示する
10 ものである。」

(60) 43頁2行目の「掲載していたこと」を以下のとおり改める。

「掲載し続けるなど、従軍慰安婦に関し日本軍等による強制連行があったとの立場を明確にして報道していたこと（本件調査報告書は、朝日新聞が、当初は「狭義の強制性」を大々的にかつ率先して報道してきたにもかかわらず、平成9年の特集記事において「広義の強制性」の存在を強調したことは「議論のすりかえ」であること、吉田証言を虚偽と判断し、記事を取り消した平成26年の本件検証記事においても「広義の強制性」の存在を指摘しており、吉田供述が強制連行・強制性に与えた影響の有無等について
15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 1047 1048 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1060 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1070 1071 1072 1073 1074 1075 1076 1077 1078 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1088 1089 1090 1091 1092 1093 1094 1095 1096 1097 1098 1099 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1196 1197 1198 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1210 1211 1212 1213 1214 1215 1216 1217 1218 1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1226 1227 1228 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1240 1241 1242 1243 1244 1245 1246 1247 1248 1249 1250 1251 1252 1253 1254 1255 1256 1257 1258 1259 1260 1261 1262 1263 1264 1265 1266 1267 1268 1269 1270 1271 1272 1273 1274 1275 1276 1277 1278 1279 1280 1281 1282 1283 1284 1285 1286 1287 1288 1289 1290 1291 1292 1293 1294 1295 1296 1297 1298 1299 1300 1301 1302 1303 1304 1305 1306 1307 1308 1309 1310 1311 1312 1313 1314 1315 1316 1317 1318 1319 1320 1321 1322 1323 1324 1325 1326 1327 1328 1329 1330 1331 1332 1333 1334 1335 1336 1337 1338 1339 1340 1341 1342 1343 1344 1345 1346 1347 1348 1349 1350 1351 1352 1353 1354 1355 1356 1357 1358 1359 1360 1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1368 1369 1370 1371 1372 1373 1374 1375 1376 1377 1378 1379 1380 1381 1382 1383 1384 1385 1386 1387 1388 1389 1390 1391 1392 1393 1394 1395 1396 1397 1398 1399 1400 1401 1402 1403 1404 1405 1406 1407 1408 1409 1410 1411 1412 1413 1414 1415 1416 1417 1418 1419 1420 1421 1422 1423 1424 1425 1426 1427 1428 1429 1430 1431 1432 1433 1434 1435 1436 1437 1438 1439 1440 1441 1442 1443 1444 1445 1446 1447 1448 1449 1450 1451 1452 1453 1454 1455 1456 1457 1458 1459 1460 1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468 1469 1470 1471 1472 1473 1474 1475 1476 1477 1478 1479 1480 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487 1488 1489 1490 1491 1492 1493 1494 1495 1496 1497 1498 1499 1500 1501 1502 1503 1504 1505 1506 1507 1508 1509 1510 1511 1512 1513 1514 1515 1516 1517 1518 1519 1520 1521 1522 1523 1524 1525 1526 1527 1528 1529 1530 1531 1532 1533 1534 1535 1536 1537 1538 1539 1540 1541 1542 1543 1544 1545 1546 1547 1548 1549 1550 1551 1552 1553 1554 1555 1556 1557 1558 1559 1560 1561 1562 1563 1564 1565 1566 1567 1568 1569 1570 1571 1572 1573 1574 1575 1576 1577 1578 1579 1580 1581 1582 1583 1584 1585 1586 1587 1588 1589 1590 1591 1592 1593 1594 1595 1596 1597 1598 1599 1600 1601 1602 1603 1604 1605 1606 1607 1608 1609 1610 1611 1612 1613 1614 1615 1616 1617 1618 1619 1620 1621 1622 1623 1624 1625 1626 1627 1628 1629 1630 1631 1632 1633 1634 1635 1636 1637 1638 1639 1640 1641 1642 1643 1644 1645 1646 1647 1648 1649 1650 1651 1652 1653 1654 1655 1656 1657 1658 1659 1660 1661 1662 1663 1664 1665 1666 1667 1668 1669 1670 1671 1672 1673 1674 1675 1676 1677 1678 1679 1680 1681 1682 1683 1684 1685 1686 1687 1688 1689 1690 1691 1692 1693 1694 1695 1696 1697 1698 1699 1700 1701 1702 1703 1704 1705 1706 1707 1708 1709 1710 1711 1712 1713 1714 1715 1716 1717 1718 1719 1720 1721 1722 1723 1724 1725 1726 1727 1728 1729 1730 1731 1732 1733 1734 1735 1736 1737 1738 1739 1740 1741 1742 1743 1744 1745 1746 1747 1748 1749 1750 1751 1752 1753 1754 1755 1756 1757 1758 1759 1760 1761 1762 1763 1764 1765 1766 1767 1768 1769 1770 1771 1772 1773 1774 1775 1776 1777 1778 1779 1780 1781 1782 1783 1784 1785 1786 1787 1788 1789 1790 1791 1792 1793 1794 1795 1796 1797 1798 1799 1800 1801 1802 1803 1804 1805 1806 1807 1808 1809 1810 1811 1812 1813 1814 1815 1816 1817 1818 1819 1820 1821 1822 1823 1824 1825 1826 1827 1828 1829 1830 1831 1832 1833 1834 1835 1836 1837 1838 1839 1840 1841 1842 1843 1844 1845 1846 1847 1848 1849 1850 1851 1852 1853 1854 1855 1856 1857 1858 1859 1860 1861 1862 1863 1864 1865 1866 1867 1868 1869 1870 1871 1872 1873 1874 1875 1876 1877 1878 1879 1880 1881 1882 1883 1884 1885 1886 1887 1888 1889 1890 1891 1892 1893 1894 1895 1896 1897 1898 1899 1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1920 1921 1922 1923 1924 1925 1926 1927 1928 1929 1930 1931 1932 1933 1934 1935 1936 1937 1938 1939 1940 1941 1942 1943 1944 1945 1946 1947 1948 1949 1950 1951 1952 1953 1954 1955 1956 1957 1958 1959 1960 1961 1962 1963 1964 1965 1966 1967 1968 1969 1970 1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977 1978 1979 1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2100 2101 2102 2103 2104 2105 2106 2107 2108 2109 2110 2111 2112 2113 2114 2115 2116 2117 2118 2119 2120 2121 2122 2123 2124 2125 2126 2127 2128 2129 2130 2131 2132 2133 2134 2135 2136 2137 2138 2139 2140 2141 2142 2143 2144 2145 2146 2147 2148 2149 2150 2151 2152 2153 2154 2155 2156 2157 2158 2159 2160 2161 2162 2163 2164 2165 2166 2167 2168 2169 2170 2171 2172 2173 2174 2175 2176 2177 2178 2179 2180 2181 2182 2183 2184 2185 2186 2187 2188 2189 2190 2191 2192 2193 2194 2195 2196 2197 2198 2199 2200 2201 2202 2203 2204 2205 2206 2207 2208 2209 2210 2211 2212 2213 2214 2215 2216 2217 2218 2219 2220 2221 2222 2223 2224 2225 2226 2227 2228 2229 2230 2231 2232 2233 2234 2235 2236 2237 2238 2239 2240 2241 2242 2243 2244 2245 2246 2247 2248 2249 2250 2251 2252 2253 2254 2255 2256 2257 2258 2259 2260 2261 2262 2263 2264 2265 2266 2267 2268 2269 2270 2271 2272 2273 2274 2275 2276 2277 2278 2279 2280 2281 2282 2283 2284 2285 2286 2287 2288 2289 2290 2291 2292 2293 2294 2295 2296 2297 2298 2299 2300 2301 2302 2303 2304 2305 2306 2307 2308 2309 2310 2311 2312 2313 2314 2315 2316 2317 2318 2319 2320 2321 2322 2323 2324 2325 2326 2327 2328 2329 2330 2331 2332 2333 2334 2335 2336 2337 2338 2339 2340 2341 2342 2343 2344 2345 2346 2347 2348 2349 2350 2351 2352 2353 2354 2355 2356 2357 2358 2359 2360 2361 2362 2363 2364 2365 2366 2367 2368 2369 2370 2371 2372 2373 2374 2375 2376 2377 2378 2379 2380 2381 2382 2383 2384 2385 2386 2387 2388 2389 2390 2391 2392 2393 2394 2395 2396 2397 2398 2399 2400 2401 2402 2403 2404 2405 2406 2407 2408 2409 2410 2411 2412 2413 2414 2415 2416 2417 2418 2419 2420 2421 2422 2423 2424 2425 2426 2427 2428 2429 2430 2431 2432 2433 2434 2435 2436 2437 2438 2439 2440 2441 2442 2443 2444 2445 2446 2447 2448 2449 2450 2451 2452 2453 2454 2455 2456 2457 2458 2459 2460 2461 2462 2463 2464 2465 2466 2467 2468 2469 2470 2471 2472 2473 2474 2475 2476 2477 2478 2479 2480 2481 2482 2483 2484 2485 2486 2487 2488 2489 2490 2491 2492 2493 2494 2495 2496 2497 2498 2499 2500 2501 2502 2503 2504 2505 2506 2507 2508 2509 2510 2511 2512 2513 2514 2515 2516 2517 2518 2519 2520 2521 2522 2523 2524 2525 2526 2527 2528 2529 2530 2531 2532 2533 2534 2535 2536 2537 2538 2539 2540 2541 2542 2543 2544 2545 2546 2547 2548 2549 2550 2551 2552 2553 2554 2555 2556 2557 2558 2559 2560 2561 2562 2563 2564 2565 2566 2567 2568 2569 2570 2571 2572 2573 2574 2575 2576 2577 2578 2579 2580 2581 2582 2583 2584 2585 2586 2587 2588 2589 2590 2591 2592 2593 2594 2595 2596 2597 2598 2599 2600 2601 2602 2603 2604 260

とを記者会見等で述べていたのであるから、上記訂正をする必要はなかった旨供述している。しかしながら、控訴人が供述するところによっても、せいぜい金学順が「挺身隊」の語を「慰安婦」の意味で用いたこと及び自身が意思に反して慰安婦とされたことを「強制連行」等と表現したことがあつたというにすぎず、これと「女子挺身隊の名で戦場に連行され慰安婦にさせられた」のとでは明らかに意味が異なる。控訴人自身、金学順については「暴力的に拉致する類の強制連行ではないと認識していた」というのであり、原告記事Aでは「『だまされて慰安婦にされた』とはっきり書いており、強制連行とは書いていない。」とも述べているのであるから

(甲9)、原告記事Aが報道する事実の意味内容と控訴人が認識した事実とが異なっていたことは明らかであつて、訂正不要との上記供述は、本件調査報告書の指摘にもあるように、「広義の強制性」を持ち出して「議論のすりかえ」をしたものというほかない。当時、朝日新聞社は、吉田供述等に依拠して「狭義の強制性」が認められるとの立場を明確にとつており、一連の報道において、そのことを示すものとして「(女子)挺身隊の名で連行」等の表現を繰り返し用いていたことからすると、原告記事Aの「『女子挺(てい)身隊』の名で戦場に連行され」との表現もその一環として用いられたものとみるのが自然である。」

(62) 43頁18行目の「(認定事実(1)ウ)の存在」から同19行目の「当時」までを「(認定事実(1)ウ)の存在及び同社の従軍慰安婦問題に対する報道姿勢(吉田供述等に依拠して「狭義の強制性」を大々的にかつ率先して報道していた。)を知っていたと優に推認されることからすれば、控訴人は、原告記事Aを執筆した当時(上記国会質疑においても、日本軍等による強制連行の有無が大きな争点となっていた。)」に改める。

(63) 44頁25行目から45頁2行目までを以下のとおり改める。

「なお、控訴人は、原告記事Aの「連行され」とのリード部分は「強

制連行」とは書いておらず、本文中の記載に照らしても「だまされて連れて行かれた」との意味であり強制連行を意味しない旨主張する。

しかしながら、リード中の「『女子挺（てい）身隊』の名で戦場に連行され」との表現を一般の読者の普通の注意と読み方を基準として解釈すれば、金学順が日本軍等により「強制的に戦場に連れて行かれた」こと、すなわち権力による強制連行を意味するものというべきであって、このことは、本文中に「だまされて」との一語があることによっても変わりがない。なお、当時、朝日新聞社は、吉田供述等に依拠して「狭義の強制性」を大々的かつ率先して報道していたことに照らすと、「だまされて」と「連行」とでは明らかに意味合いが異なり、同社の記者である控訴人がこのことを意識せずに、単に戦場に連れて行かれたとの意味で「連行」という語を用いたとは考え難い。したがって、上記 a 及び b の認定判断は左右されない。」

(64) 45頁4行目の「共同会見に立ち会った新聞記者」を「同会見を取材し、平成3年8月15日付けの記事（認定事実(4)アウ。甲67）を執筆したハンギョレ新聞の記者（なお、同記者は、当時、「挺身隊」と「慰安婦」が明らかに異なることを知っていたため、上記記事においては「挺身隊」ではなく「慰安婦」の語を用いた旨述べている。甲111）」に改める。

(65) 45頁15行目の「同様である」の次に「（控訴人は、西岡論文C③は「地区の仕事をしている人」自体が控訴人の創作である旨を指摘したものであり、この点も摘示事実として認定されるべきであると主張するが、結局のところ、権力による強制連行との前提にとって都合の悪い内容を記事にしなかったという本質においては共通であり、上記主張を踏まえても前記認定判断を左右するに足りない。）」を加える。

(66) 45頁20行目の「西岡論文Dの各記述は」から46頁1行目の末尾ま

でを以下のとおり改める。

「西岡論文Dの各記述は、①控訴人は、金学順が経済的困窮のためキーセンに身売りされたという経歴を有していることを知っていたが、このことを記事にすると権力による強制連行との前提にとって都合が悪いため、
5 あえてこれを記事に記載しなかった（裁判所認定摘示事実1）、②控訴人が、金学順が「女子挺身隊」の名で戦場に強制連行され、日本人相手に売春行為を強いられたとする事実と異なる記事をあえて書いた（裁判所認定摘示事実3）との各事実を摘示するところ、上記ウ(ア)で認定判断したとおり、裁判所認定摘示事実3については真実性が認められ、上記ア(ア)で認定
10 判断したとおり、裁判所認定摘示事実1については真実相当性が認められる。なお、裁判所認定摘示事実1の相当性についての前記説示からすれば、被控訴人西岡が、控訴人が義父等のキーセン関係者の関与をあえて記載しなかったと考えたことには相当性が認められるから、あえて誰がだましたのかを原告記事Aに記載しなかった旨の記載にも相当性が認められ
15 る。」

(67) 46頁3行目の「文春記事A及び西岡発言は」から同7行目の末尾までを以下のとおり改める。

「文春記事A①、②及び④の各記述及び西岡発言の各記述は、①控訴人は、金学順が経済的困窮のためキーセンに身売りされたという経歴を有し
20 ていることを知っていたが、このことを記事にすると権力による強制連行との前提にとって都合が悪いため、あえてこれを記事に記載しなかった
(裁判所認定摘示事実1)、②控訴人が、金学順が「女子挺身隊」の名で戦場に強制連行され、日本人相手に売春行為を強いられたとする事実と異なる記事をあえて書いた（裁判所認定摘示事実3）との各事実を摘示する
25 ところ、上記ウ(ア)で認定判断したとおり、裁判所認定摘示事実3については真実性が認められ、上記ア(ア)で認定判断したとおり、裁判所認定摘示事

実1については真実相当性が認められる。なお、文春記事A②（西岡発言）には、金学順が「親に身売りされて慰安婦になったと訴状に書いた」旨の記載があるところ、平成3年訴訟の訴状には、「家が貧乏なため…普通学校を辞め」「金泰元という人の養女となり、14歳からキーセン学校に3年間通った」「17歳（数え）の春、『そこへ行けば金儲けができる』と説得され…養父に連れられて中国へ渡った」との記載があるものの、「親に身売りされて慰安婦になった」との記載はない。しかしながら、前記ア(ア)のとおり、被控訴人西岡は、上記訴状のほか、ハンギョレ新聞の平成3年8月15日付けの記事（甲67）や「月刊宝石」（平成4年2月号）の白杵論文（乙10）も上記発言の資料としており、これらには「キーセンへの身売り」を示唆する記載があったのであるから、上記訴状の援用に正確性に欠ける点があったとしても、裁判所認定摘示事実1につき真実であると信じたことについて相当性を欠くとはいえない。」

(68) 46頁23行目の「原告の」の前に「朝日新聞社ないし」を加える。

(69) 48頁19行目の「文春記事Aは」から同22行目の「摘示した上で」までを以下のとおり改める。

「文春記事Aの各記述及び西岡発言の各記述は、裁判所認定摘示事実1及び裁判所認定摘示事実3を摘示した上で」

(70) 49頁1行目の冒頭から同2行目の「摘示するものであるが」までを以下のとおり改める。

「文春記事B表現部分は、控訴人が、従軍慰安婦問題について、事実と異なる内容の記事を意図的に書いたとの事実を摘示するものであるが」

(71) 49頁9行目から10行目にかけての「講義」の次に「（朝日新聞の記事を学生に読ませて日本国内の問題や国際情勢について考えてもらうというもの）」を加える。

(72) 49頁17行目の末尾に以下のとおり加える。

「この点、控訴人は、22年前にニュース記事を2本書いたにすぎない一私人の就職先が当然に公共の利害に関わるとは思われないなどと主張する。しかしながら、朝日新聞社は平成26年の本件検証記事に至ってようやく過去の記事の誤りを認め謝罪したが、その検証内容についても「朝日新聞の自己弁護の姿勢が目立ち、謙虚な反省の態度も示されず、何を言わんとするのか分かりにくいもの」（本件調査報告書）だったと指摘されているのであって、この間、原告各記事を含む慰安婦問題に関する朝日新聞社の報道が与え続けた国内外への影響の大きさにも照らすと、平成26年当時においても非常に社会的関心が高い事柄であったことは明らかであり、単に「22年前にニュース記事を2本書いたにすぎない一私人」の問題などとみるのは相当でない。また、控訴人は、文春記事A及びBが単なる問題提起に止まるものではなく、控訴人の職を奪うことを目的としたものである旨主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。」

(73) 49頁22行目の「認められない。」の次に「読者による上記抗議の中にはおよそ正当な抗議活動とは評価し得ないような控訴人及び家族に対する誹謗中傷や脅迫に類する行為が含まれており、これらが卑劣な違法行為であることはいうまでもないが、被控訴人会社がかかる違法行為を扇動したとか、その結果を予見していたなどと認めるに足りる証拠はない（なお、平成26年3月の「週刊文春」〔甲94〕には、「大学にもクレームが入ったのか、受け持ちの授業がなくなった」との控訴人の義母の発言及び「4月の着任はなくなった」との神戸松蔭女子学院大学関係者の発言が記載されているが、これのみをもっては、被控訴人会社が上記のような違法行為の存在を認識し、これを扇動したとは認められない。）。」を加える。

3 控訴審における控訴人の主張に対する判断

(1) 平成3年11月25日の証言テープについて

控訴人は、令和元年8月22日になって、平成3年11月25日に金学順の証言を直接聴取した際の「証言テープ」（甲196ないし199）が、関係者宅から偶然発見されたところ、上記「証言テープ」には「キーセン学校に通った」とか「キーセンに身売りされた」旨の証言はなく「キーセン」という単語さえ出てこなかったから、これを再現した原告記事Bで「キーセンに身売りされた」事実を記載しなかったことは当然であって、「意図的に事実と異なる記事を書いた」とはいえない旨主張する（なお、被控訴人らは、上記「証言テープ」及びこれに基づく主張は、時機に後れた攻撃又は防御の方法と言わざるを得ないから却下すべきである旨主張するが、上記攻撃防御方法の提出が控訴人の故意又は重過失により時機に後れたとか、これにより訴訟の完結を遅延させることになるなどと認めるに足りる証拠はないから、上記主張には理由がない。）。

しかしながら、上記聞き取り調査に同席した市民団体「日本の戦後責任をハッキリさせる会」（代表である臼杵敬子が通訳として立ち会った。控訴人理由補充書(1)）の同証言の記録（「ハッキリ通信」1991年第2号。甲14）においても、金学順は、義父を好きになれず反発して何度か家出した末「結局、私は平壤にあったキーセンを養成する芸能学校に入」ったとの経緯（これは平成3年8月当時の韓国内の新聞報道の内容に整合している。前記認定事実(4)ア）が記載されていることに照らすと、上記「証言テープ」が上記聞き取り調査の際の金学順の証言の全てを記録したものとは認め難い（上記「証言テープ」に録音されていない証言内容があること自体は、控訴人も認めている〔甲220〕。また、控訴人自身、反論の手記〔甲9〕、陳述書〔甲115〕及び原審における原告本人尋問において、金学順は「養父」については「全く語らなかった」とする一方、「キーセン学校」については「あまりキーセンということに重きを置いていなかった」、「キーセン学校に通ったという事実は述べられていたと思うが、キーセン学校に通ったこと

と慰安婦にされたことを結びつけて考えなかった」ので記載しなかった旨述べており、上記主張とは整合しない。甲9, 115)。加えて、前記のとおり、原告記事Bの執筆時点においては、金学順の経歴につき、キーセン学校に通っていたとかキーセンに身売りされたなどの韓国各紙の報道等もあったのであるから、被控訴人西岡が、控訴人がこの経緯を知っていたが、このことを記事にすると権力による強制連行との前提にとって都合が悪いためにあえてキーセンに関する経緯を記載しなかったと考えることには相応の合理性があるというべきである。控訴人の上記「証言テープ」に基づく主張には理由がない。

10 (2) インターネット記事による名誉棄損行為（西岡論文B）について

控訴人は、インターネット記事による名誉棄損行為は、名誉毀損に該当する言質を日々公開し続けているという意味で、投稿日から削除日まで一つの行為が継続しており、全体で一個の継続的不法行為であると解すべきであり、その当然の帰結として、相当性の判断時点は、名誉毀損を内容とする記事の公表が終了した時点（削除時点）となる、本件訴訟で提出された全ての資料、とりわけ、控訴審で提出した金学順の「証言テープ」（甲196ないし199）により、①原告記事Bは「事実と異なる記事」ではないこと、②金学順は、名乗り出た当初から、キーセンの検番に売られたという事実を一貫して述べていたわけではないこと、③控訴人に「事実と異なる記事を書く」意図がないことの3つが確実に立証されたから、少なくとも、この点について相当性が認められる余地はなく、いまだ削除されていない西岡論文Bについての削除請求及び損害賠償は認められるべきであるなどと主張する。

しかしながら、本件ウェブサイトへの西岡論文Bの掲載は一回的な行為であり、当初の執筆・投稿で終了している上、被控訴人西岡が本件ウェブサイト（被控訴人西岡とは別の主体である「歴史事実委員会」のサイトである。）から容易に記事を削除できる立場にあると認めるに足りる証拠もない

から、本件ウェブサイト上から西岡論文Bが削除されていないことをもつて、被控訴人西岡が継続的に掲載行為を行っているとは認め難い。また、この点を措いても、上記「証言テープ」に基づく控訴人の主張に理由がないことは前記(1)で述べたとおりであり、控訴人主張に係る上記各事実が確実に立証されたとは認められない。投稿時から現時点までにおける資料等をもとに判断したとしても、西岡論文Bの摘示事実については、真実相当性が認められるというべきである。

第4 結論

以上によれば、本件各控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官

白石史子 

裁判官

角井俊文 

裁判官

大垣貴靖 

(別紙)

代理人目録

【控訴人訴訟代理人弁護士】

- 5 中山武敏，黒岩哲彦，海渡雄一，角田由紀子，神原元，中川重徳，泉澤章
伊藤誠一，渡辺達生，小野寺信勝，池田賢太，佐藤博文，今橋直，秀嶋ゆかり
神保大地，高崎暢，上田絵理，齋藤耕，宇部雄介，杉山茂雅，山田博，中山敦雄
前川雄司，緒方蘭，萩尾健太，千葉恵子，青木孝，梓澤和幸，殷勇基，伊藤真
岡崎敬，宇都宮健児，河村健夫，海部幸造，宮川泰彦，原和良，坂口禎彦
10 山口紀洋，田中隆，山川幸生，山本志都，山本政明，今泉義竜，児玉勇二
小野寺利孝，小林節，森田太三，神山美智子，杉浦ひとみ，石田武臣，川上詩朗
大江京子，内田雅敏，南典男，福山洋子，穂積剛，鳴尾節夫，野澤裕昭
今村幸次郎，矢澤昇治，鷺見賢一郎，大崎潤一，林治，齊藤園生，吉村功志
武谷直人，穂積匡史，永田亮，宋惠燕，杉本朗，飯田学史，海渡双葉，小賀坂徹
15 武井由起子，伊須慎一郎，梶山敏雄，北澤貞男，佐藤智宏，及川智志
萩原繁之，西ヶ谷知成，梶原利之，廣瀬理夫，毛利正道，嶋田久夫，鈴木克昌
齋藤匠，外塚功，愛須勝也，笠松健一，上山勤，杉島幸生，正木みどり
西岡芳樹，長野真一郎，伊藤勤也，横地明美，岩月浩二，水野幹男，中谷雄二
福井悦子，小笠原伸児，岡根竜介，佐野就平，大河原壽貴，河合良房
20 見田村勇磨，笹田参三，五來則男，梁英子，北岡秀晃，佐藤真理，吉田恒俊
島田広，吉川健司，海道宏実，笠原一浩，薦田伸夫，井戸謙一，元永佐緒里
高橋敬幸，谷脇和仁，清水善朗，平岡秀夫，井上正信，下東信三，星野圭
迫田登紀子，大賀浩一，張界満，鈴木麻子，太田啓子，阪口徳雄，韓雅之
高橋真一

25 【控訴人訴訟復代理人弁護士】

成田悠葵

これは正本である。

令和2年3月3日

東京高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 岡松 眞理

